

## 一般財団法人石油エネルギー技術センター基準「圧縮水素充填技術基準 (圧縮水素スタンド関係) JPEC-S 0003」の改正案に対する修正案について

一般財団法人石油エネルギー技術センター基準「圧縮水素充填技術基準(圧縮水素スタンド関係) JPEC-S 0003」について、充填関係基準分科会(平成 26 年 9 月 5 日開催)における審議結果を踏まえた、改正案に関する書面審議の結果、承認が得られたものの、3 名の委員はコメント付き賛成であった。

それらのコメントを踏まえて、当初の改正案に対して、さらなる改正を加え、新たに改正案に対する修正案を作成しました。つきましては、書面投票にてご審議いただきたくお諮りいたしますので、改正案について「賛成」、「コメント付賛成」または「反対」の投票をお願いいたします。

「コメント付賛成」又は「反対」の場合は、コメント又は反対理由を付して頂きますようお願いいたします。

### 記

#### 1. コメントおよび修正案

- ① 委員)用語の定義に、「標準充填時間」が定義されているが、この用語は本基準本文中には用いられていない。この用語は、解説にのみ使用されている用語であるため、この用語の説明も解説の中で行うほうがふさわしいと考える。

##### <修正案>

- 用語の定義ではなく、解説に脚注を設けて、説明する。ただし、SAE の規定に従って、標準充填時間ではなく、標準充填条件を明記する形とする。
- ② 各時間、開始、終了の定義を図示していただきたい。図 1 では、上下幅が同じと誤解するので、下限、上限幅を数値に合せて、分かり易く記述願います。適正化処置についても図 1 もしくは、別図に記載願います。

##### <修正案>

- 指摘を受けた点に関して、本文に図を追加して、補足する。
- ③ SAE J2601 においては、性能目標として「3分充填」を重視しており、それに係る充填時間の定義も明確にしている。その点を踏まえて、本基準において、間接的にでもその趣旨を反映してほしい。

<修正案>

- 用語の定義に以下の項目を追加する。

④ サイクリックな充填の禁止で出てくる「最大流量」の定義を記載願います。

<修正案>

- 自主基準には最大流量は定義されていないため、SAE に従って 60g/S と記載する。  
なお、10%は誤記で、正しくは1%でしたので、合わせて修正する。

⑤ 『3. 用語の定義』の圧縮水素スタンドの説明で、「水素貯蔵システム」とありますが、これはカードルやトレーラ等を意味しているのでしょうか。車両タンクを意味する CHSS と混同しそうです。「水素製造装置もしくは水素カードル等」としては如何でしょうか。

<修正案>

- 指摘に沿って、表現を見直す。

## 2. 資料

圧縮水素充填技術基準（案） 圧縮水素スタンド関係 JPEC-S 0003 再修正版

以上